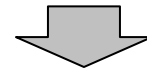


論点整理において透明性の向上の措置として挙げられていた5つの案を、透明性の程度の順で並べ替えれば、以下のとおりとなるものと考えられる。

透明性の程度
↑
高
↓
低

- a : 交渉自体の公開(国民、マスコミ等が傍聴可能な状態で公開)【論点整理のア案】
- b : 交渉の概要録(=議事録)の公表(交渉内容の概要の公表)【論点整理のイ案】
- c : 申入書、回答書の公表(交渉における中間生成物の公表)【論点整理のエ案】
- d : 交渉結果としての協約の公表(交渉結果のみの公表)【論点整理のウ案】

※ 論点整理の才案「具体的な公開・公表事項の範囲、公開・公表方法等は交渉で決める」については、交渉結果(当事者間の合意)によって公開の程度が変動しうる。



労使関係の透明性の向上については、論点整理において、その意義を「説明責任、市場の抑制力の代替、不適切な労使慣行の防止」としており、また、骨格論点2の「適正な勤務条件であることをチェックする措置」の選択肢としても挙げられているところ。

これを鑑みた上で、交渉結果(当事者間の合意)によって公開の程度が変動しうる論点整理の才案について、どう考えるか。

- ※ 仮に、才案が適当でないとする場合には、労使関係の透明性の向上に係る事項は、骨格論点1との関係では、③(協約事項であって法定事項ではないもの)には該当しないこととなるが、当事者間の合意で公開の程度が変動しうることを避けるために①(法定事項であり、協約事項ではないもの)に該当するものと考えべきか。
あるいは、国会の関与を前提として②(法定事項かつ協約事項であるもの)に該当するものと考えべきか。

前ページのaからdまでについて、「ある事項を実施する場合は、透明性の程度がより低いものについても併せて実施する(例:bを実施する場合には、c及びdも実施する。)」という条件に沿って整理すれば、以下の①から⑤までの5つの選択肢となるが、いずれの選択肢によるべきか。

※ aによって会議を公開する場合でも、会議を傍聴できる国民、住民、マスコミは限りがあることから、併せて議事録を公表することは必要と考えられる。

	①	②	③	④	⑤
a (会議の公開)	×	×	×	×	○
b (議事録の公表)	×	×	×	○	○
c (申入書、回答書の公表)	×	×	○	○	○
d (協約の公表)	×	○	○	○	○

※ ○は実施を制度化(義務付け)することを、×は実施を制度化(義務付け)しないことを示し、×の場合でも、事実上実施することは妨げられないものと整理する。

委員会における議論では、b、c、dの実施についてはほぼ合意されていたものと考えられる。これを前提とすれば、上記選択肢のうちの④か⑤のいずれかになるのではないか。

その際、労使交渉(会議)そのものの公開については、会場等の関係から常に実施できるとも限らず、また、実質的な交渉が水面下で行われることを助長するおそれがあることについて、どう考えるか。

公開・公表の対象となる労使交渉（a～dのすべての方法に関係）

労使交渉は様々なレベル・方法で行われ、公開・公表対象となる労使交渉を限定することは困難である上、公開・公表対象となる労使交渉を限定する意義も見出せないことから、中央交渉・府省交渉・地方交渉（いずれも仮称）等のすべての労使交渉を一律に公開・公表対象とすべきではないか。

公表の義務を負うべき者（b、c、dの各方法に関係）

職員団体の規模は様々であって、公表手段を持たない職員団体も想定されうることから、職員団体側が公表義務を負う仕組みとすることは困難であり、公表義務は一方の交渉当事者たる当局（使用者）のみが負うこととすべきではないか。

また、公表義務を負う当局（使用者）が、公表内容についても責任を持つべきであり、職員団体との間の内容確認等の手続は、制度上は不要とすべきではないか。

※ 職員団体が自らのホームページ等で労使交渉の結果等を公表することは、当然可能と考えるべきである。

※ 公表内容については、当局からの求めにより、職員団体との間で、事実上の確認作業を行うことは妨げられないものとすべきではないか。

議事録における公表事項（bに關係）

労使關係の透明性の向上の意義に鑑みれば、

- ・ 市場の抑制力の代替という観点から、交渉事項(何を)、成果物を含む交渉結果(どうなった)が、
- ・ 不適切な労使慣行の防止という観点から、交渉の日時(いつ)、交渉に参加した者の氏名等(誰が)が
考えられるのではないか。

なお、説明責任という観点からは、特に議会のチェックを経ない「規程」事項については、交渉結果だけでなく、どのような理由(経過)でそういう結果になったかの説明も必要とも考えられるが、どうか。

さらに、議事録が事実を正確に記載していることについて、どう担保するか。

※ 当局側の交渉参加者に係る個人情報(氏名等)は、情報公開法第5条第1号ハの規定により不開示情報には該当しない。また、職員団体側の交渉参加者に係る個人情報(氏名等)についても、法令の規定により公にすることとすれば、情報公開法第5条第1号イの規定により不開示情報には該当しない。

公表方法（b、c、dの各方法に關係）

最近では、行政機関が行う公表はホームページへの掲載によることが主であることから、経費の観点からも、労使交渉に係る公表についても同様に、ホームページへの掲載によることが適当ではないか。

なお、地方交渉や部局単位での労使交渉の公表については、一覽性の確保の観点から、府省のホームページへの掲載によることを検討すべきではないか。

【論点】

9. 労使関係の透明性の向上

(1) 国民の理解を得る観点から何を公開対象とすべきか。

① 透明性の向上はどうあるべきか。どのような効果を目指すのか。

② 交渉を公開対象とするか。どのレベルの交渉を公開対象とするか。(本省・地方)

(2) どのような方法で公開すべきか。

【論点の整理】

公開・公表対象について

ア案 交渉自体の公開（国民、マスコミ等が傍聴可能な状態で公開）

（メリット）：適切な内容が妥結される、不正常な交渉を防止可能。

（デメリット・留意事項）：建前の議論に終始し、交渉が進展しないおそれ、等。

イ案 交渉の概要録の公表

（メリット）：不適切な労使慣行の防止、協約締結に至る経過の明確化、等。

（デメリット・留意事項）：概要録の内容を巡り当事者間の紛争が生じるおそれ、等。

ウ案 交渉結果としての協約の公表

（メリット）：国民に対して説明責任を果たすことが可能。

（デメリット・留意事項）：協約の定義の明確化要、等。

エ案 申入書、回答書の公表

（メリット）：迅速・適正な妥結となる、交渉過程の検証、分析に資する。

（デメリット・留意事項）：口頭による申入れや回答が公表されない、等。

オ案 具体的な公開・公表事項の範囲、公開・公表方法等は交渉で決める。

（メリット）：自律的労使関係に資する。

（デメリット・留意事項）：必要な情報が適切、且つ十分に公開・公表されないおそれ。

どのレベルの交渉において公開・公表を義務づけるか。(本省・地方)

A案 中央交渉及び各府省等の交渉に関して何らかの公開・公表を義務づける。

（メリット）：中央交渉及び各府省（本省）における交渉に限定することが合理的。

（デメリット・留意事項）：交渉内容の重要度を予め決定できない、等。

B案 中央から各地方全ての交渉に関して何らかの公開・公表を義務づける。

（メリット）中央、各府省等の差異を設けず、統一的な扱いとするのが適当。

（デメリット・留意事項）：相当なコストがかかる、等。

公開・公表方法について

(4.ア案)：一般国民の傍聴等、(4.イ案、ウ案、エ案)：広報、ホームページ掲載等。

【これまでの議論】

○ 労使関係の透明性の向上に係り、情報公開に関する基本的な考え方、基本を整理しておく必要があると思っている。労使関係であれば普通は労使で完結するものであるが、公務の場合は必ずしもそうではないことも理解している。先般の専門調査会報告以来、この点が改革を進める上での大きなテーマとなっている。責任感のある労使関係を構築する観点

から十分な検討が必要。ただし、昨今の状況で注意喚起したいのは、情報公開、住民の理解は必要ではあるが、そのような名目で労使間の信頼、真摯な協議を損ねるような当局側の対応もあると思っている。例を挙げると、「住民の立会いがなければ交渉に応じられない」という首長もいたようだが、現行の地公法の解釈からしてもそうはならないので、そのような風潮が増長してはならないということを前提としたい。当委員会のヒアリングでも、労使双方から「いたずらに公開すると、自由な発言の規制や円滑な交渉の妨げになる」との指摘があったと認識しており、それらに留意する必要がある。【金田委員】

- 具体的に示されている案については、公開の対象や手法について様々な例が挙げられているが、基本としてオ案を支持する。ウ案では、公文書にも当たるだろうから公表を妨げることにはできないと考えるが、ア案については、労使がそれが良いと判断した場合には構わないが、強制的に求めるのは問題があると認識している。イ案の交渉の概要録、エ案の申入書、回答書等の公表については、労使合意があれば認められるが、個々人のプライバシーが損なわれることがあってはならないし、情報公開法により公開できないものもあるので、それらも十分勘案をしていく必要がある。【金田委員】
- どのレベルの交渉において公開・公表を義務付けるかについては、 unnecessary コストを労使双方に強いるのは本末転倒である。ただし、案としては示されていないが、例えば双方のトップが交渉に臨むような場合にはマスコミに公表することがあり得ると思う。ただし、その場合でも労使で合意することが基本である。【金田委員】
- 資料に即して申し上げると、ア案では率直な交渉はできないおそれがあり、ここまでの必要性は感じない。イ案、ウ案、エ案については、この程度の公表は現状の社会情勢や協約締結権が付与された場合においては必要である。どのレベルの交渉において公開・公表を義務付けるかについては、B案にあるようなことが必要であると考え。先ほど農林水産省から報告があったが、労使関係で問題があったのは中央よりむしろ地方であるという指摘もあったので、地方を含めて公開・公表をすべきであると考え。【村木委員】
- 昨日中央労働委員会の労働側委員で結成している全国労働委員会労働者側委員連絡協議会で開催されたシンポジウムのパネルディスカッションで、中労委の使用者側委員を長年お勤めになった高名な方が「労使交渉の問題で労使が説明責任を負うということと、交渉そのものを公開することとは全く違う。交渉は論理だけで決着がつくものではない。労使間での貸し借りも含めて、円滑な労使関係を形成しながら行政効率を上げていくのが労使交渉であり、労使交渉の全ての公開をもって労使が社会に対して責任を負うことにはならない」との趣旨で発言していたが、この議論をする上で重要な点であると思う。私は説明責任を負わなければならない点については強く主張するが、イコール全ての交渉を公開するということにはならないと思う。【山本委員】
- 労使の使という意味では、直接交渉にあたるのは大臣や首長であったりするが、それを選出している国民、住民が使用者であるという考え方もある。その考え方からすると、国民、住民に見える形にすべきであるという強い主張も他方にはある。国民世論からすると

これは非常に強い要請であると認識している。本日の農林水産省の「ヤミ専」の問題も、公開の場で議論していれば、このような問題も起きなかったはず。闇に潜ると様々な問題があるので、最終的な使用者が国民、住民であることを考えると、出来る限り透明化を図ることが重要であると国民全員は考えていると思う。他方で、全てを公開すると何らかの問題があるというのであれば、どのような問題があるのかを明確にすべきであり、「建前の交渉となってしまう」、「強制的な公開が問題」と言われても、どのような問題なのか国民には分かりにくい。見せないようにして闇でまた何かするのではないかという強い不信が国民にある。その点を、自律的労使関係という言葉だけで割り切って、透明性を伏せてしまうことには、国民、住民から強い反発があると考ええる。もし、見せない部分があるのであれば、それは論理的な理由とともにどのような現実的な問題が起こるのかを明らかにする必要がある。【稲継委員】

- 感想的に申し上げると、先ほどのシンポジウムの話であったような、労使の説明責任と交渉の公開は別ということが最初から前提であるという主張には賛同しかねる。これは日本独特の労使慣行や国民性などが背景にある。貸し借り勘定なども必ずあり、それらが全て表に出てしまうと批判を受けることを恐れるから、そのような議論が出てくる。私の知っている限りでは、組合側から「妥協して腰砕けだ」等との批判が出るだろう。そのようなことを避けられるという意図もあるかもしれないが、前提として別のものだという考えには賛同しかねる。【岸井委員】
- 先ほどの委員からの指摘の中で、農林水産省の例も取り上げられたが、正さなければならぬ部分があったと思う。改めて農林水産省として、これからの新しい労使関係を確認しており、それがあから労使の関係は適正化し、国民に説明していくということが大事である。交渉公開が一番大事であるとの私の認識ではない。交渉のあり方をどのようにしっかりとしたものにしていくかという中に、交渉の公開もあるし、既に労使で合意して実施しているところもある。そのような点を全体的に勘案して整理していくべきである。【金田委員】
- どこまで法令で細かく定めるかは別にしても、一定のルールをあらかじめ決めておく必要があると思う。【村木委員】
- できるだけ丁寧に労使交渉で締結に向かうことは望ましいことだが、国民としては、時間とコストをできるだけ本業に振り分けてほしいのが本音であり、せめぎ合いをどこで落とすのか、判断に迷うところである。【青山委員】
- 本省の霞ヶ関では大人の交渉ができるかもしれないが、農林水産省や他の省庁においても、現場のほうが労使関係も含めて、行政サービスが国民に近いところにあり、そこがスムーズに行かなければ国民の利益にそぐわないので、そのような観点を入れてほしい。【青山委員】